

盛岡広域振興局長告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安代土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年12月1日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1 就任

(1) 理事

羽澤敦志	八幡平市五日市125番地
佐藤千一	〃 古屋敷34番地
藤村勇三	〃 赤坂田254番地3
勝又安正	〃 寺志田6番地1
八幡正行	〃 大面平45番地
三浦隆徳	〃 勝善川原44番地
八幡哲也	〃 石名坂120番地3

(2) 監事

立花和男	八幡平市星沢103番地9
畠山馨	〃 打田内172番地

2 退任

(1) 理事

羽澤敦志	八幡平市五日市125番地
佐藤千一	〃 古屋敷34番地
藤村勇三	〃 赤坂田254番地3
勝又安正	〃 寺志田6番地1
八幡正行	〃 大面平45番地
三浦隆徳	〃 勝善川原44番地
八幡哲也	〃 石名坂120番地3

(2) 監事

本宮武彦	八幡平市上の山314番地
立花和男	〃 星沢103番地9